

県外などで乳児一般健診を受けられる方へ

町では、乳児一般健診の費用の一部を助成しています（1件あたり上限5,350円）。
県外医療機関等で乳児健診を受診する場合は、**乳児一般健康診査費助成請求書**に必要事項（太枠内）を記入して請求して下さい。

一度は、医療機関に支払いをしていただきますが、後日、身延町役場へ請求していただくことで、助成上限額までの金額を振込みます。

1) 提出期限……受診した月末から2ヶ月以内

2) 提出書類……①乳児一般健康診査費助成請求書

②領収書（原本）

③診療明細書

④未使用の乳児一般健康診査受診票（ピンク色）

⑤母子健康手帳の健診状況がわかるページの写し

3) 助成限度額……**1件当たり 限度額 5,350円**

*限度額を超えた分は自己負担になります。

※請求書の提出は各支所でも受け付けています。

※乳児一般健康診査受診票は、1歳未満まで利用できます。

※助成金は請求書に記入して頂いた口座へ振り込ませていただきます。

※限度額以内の領収書は返却しません。

※母子健康手帳は、提出場所でも写しをとることが可能です。



〈問い合わせ先〉

身延町役場 福祉保健課 健康増進担当

TEL (0556) 20-4611